

令和4年度 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 事業評価監視委員会
運営要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業評価監視委員会規程（平成15年10月1日付機構規程第174号）第4条第2項に基づき、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の再評価に係る令和4年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

第2章 委員会の運営に関する事項

(会議の開催時期)

第2条 会議の開催時期は、あらかじめ事務局が各委員と日程調整を行った結果をもとにするか、または会議の中で次回開催時期の調整を行った上で事業評価監視委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定する。

(会議の招集)

第3条 会議は、理事長の要請を受け、委員長が招集する。

(会議の招集の通知)

第4条 委員長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(欠席の通知)

第5条 委員は、会議の招集を受けた場合において、事故等のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に通知しなければならない。

(会議の成立条件)

第6条 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、必要があると判断した場合には、会議における審議の結果をとりまとめ、理事長に対して意見するものとする。

なお、資料の公表に関する事項等、会議で議事を決する必要がある場合には、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

(議事録の作成)

第8条 会議の議事録は事務局が作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

第3章 技術的判断等を審議に反映する方法に関する事項

(外部専門家等)

第9条 事業の特性や技術的判断を審議に反映するために、特定の事項について外部の意見を聞く必要があるときは、委員長は、委員以外の学識経験者等に対して会議への出席、又は書面による意見の提出を求めることができる。

(関係者の意見聴取等)

第10条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、事業評価実施主体等の関係者の出席を求めてその意見を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

2 関係者として出席を求められた者は、事故等のため出席できないときは、その職務を代理する者を会議に出席させることができる。

第4章 審議過程の透明性の確保に関する事項

(会議の公開について)

第11条 委員会の会議については、討議の自由性を確保するため非公開とする。

2 委員会の会議内容を、議事録により公開することによって、運営の透明性を確保するものとする。

(委員会資料の公表について)

第12条 議事録の公開に合わせ、会議に提出した資料について公開するものとする。ただし、継続審議となった場合には、審議終了後審議過程を含め公表するものとする。なお、個人情報等で公表することが適切でない資料については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(公表時期)

第13条 議事録の公開、会議に提出した資料の公表の時期は、委員会の承認を得て決定するものとする。

第5章 その他委員会を運営する上で必要となる事項

(要領の改正)

第14条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員会で了解の上、運営要領を改正することができる。

附 則

本運営要領は、令和5年1月27日から施行する。